

ただし、検察審査会事務官は、補助事務が検察審査会の自由な意思決定に対する干渉と受け取られないよう、検察審査会長の主催のもとに検察審査会の自主的判断に任せるようにすべきであり、検察審査会長から相談を受けた場合に、これを適宜補佐する程度にとどめることが相当である。

## 2 評決

### (1) 総論

#### ア 過半数の原則

審査会議の議事は過半数で決することとされている（法 27）。<sup>\*174</sup>評決の具体的な方法については、法令上特に定めはないが、無記名投票など適宜の方法によって行われているのが一般的である。議事の詳細は次のとおりである。

#### (ア) 検察審査会の運営に関する一般的事項についての議事

(イ) 不起訴記録の取寄せ、検察官からの意見聴取、審査申立人尋問、証人尋問、実地見分、公務所照会、専門的助言者からの助言聴取、検察審査員の除斥、簡易裁判所への証人召喚請求、審査補助員の委嘱

(ウ) 不起訴不当、不起訴相当、起訴議決に至らない旨の議決、申立却下、審査打ち切り、移送の議決

#### イ 過半数の原則が適用されない場合

#### (ア) 起訴相当の議決

第一段階の審査において、起訴相当の議決をするには、8人以上の多数によらなければならない（法 39 の 5 II）。

なお、起訴相当の議決に必要な8人以上の多数に達せず、不起訴相当とする意見も過半数に達しない場合は、検察官の捜査が不十分な点がある、再検討が必要であるなどの理由により、公訴を提起しない処分を不当とする不起訴不当の議決を行うこととなる。<sup>\*175</sup>

#### (イ) 起訴議決

第二段階の審査においては、起訴議決をする場合、8人以上の多数が起訴を相当と認める必要がある（法 41 の 6 I）。その他の場合は、起訴議決をするに至らない旨の議決をする（法 41 の 6 III）。

#### ウ 議決の無効

審査会議における議事はすべて「議決」によって処理されるが、議決書に署名押印した検察審査員又は臨時の検察審査員に、次の(ア)ないし(エ)の事項に該当する者が加わっていた場合には、その議決は無効となるものと解されている。<sup>\*176</sup>

(ア) 法 5 条の欠格事由又は 6 条の就職禁止事由のある者

---

るよう、評決を次回期日以降に延期することとし、引き続き事案の説明をし討議を尽くすことも考えられる。

\*174 検察審査会長は会議の議長となるが、検察審査員の身分を有していることから、議決を行う場合検察審査会長も 1 票を有する。したがって、可否同数で採決できないということにはならない。

\*175 例えば、「不起訴相当 2、不起訴不当 4、起訴相当 5」や「不起訴相当 4、不起訴不当 0、起訴相当 7」と分かれた場合、起訴相当が 8 人以上の多数に達せず、不起訴相当も過半数でないことから、不起訴不当となる。

\*176 議決が無効の場合は、後にこれらの事由のない者のみによる議決で無効とされた議決を追認しても有効な議決となるものではなく、新たに議決をやり直さなければならないと解されている。この場合においては、新たな議決書あるいは会議録に、再度議決した理由を明らかにしておけば足りるものと考えられる。

- (イ) 法 7 条の規定に基づく除斥事由のある者
- (ウ) 法 16 条 1 項の規定に基づく説明・宣誓を経ない者
- (エ) 法 17 条 1 項の規定に基づく職務執行停止中の者

#### エ 検察審査会と準起訴手続との関係

検察審査会制度と準起訴手続（刑訴 262 以下）は、検察官の専断的な事件処理を除去するという目的は同じであるが、その判断の主体・手続・法的効果を異にするから、両手続は競合し得る。準起訴手続において付審判の請求が棄却された後であっても検察官の訴追権が失われないことから、検察審査会が審査中の事件と同一事件について付審判の請求がなされた場合でも、審査を中止する必要はない。<sup>\*177</sup>

#### (2) 議決の趣旨の種別・定義とその議決を行う場合

検察審査会が審査事件について行う議決としては、次のとおり、実体的議決と形式的議決がある。

##### ア 実体的議決

##### (ア) 不起訴相当（「本件不起訴処分は相当である。」<sup>\*178</sup>）

第一段階の審査において、検察官の不起訴処分を相当とする場合の議決である（法 39 の 5 I ③）。

- a 訴訟条件を欠く場合（裁判権なし，被疑者死亡又は被疑者である法人等の消滅，起訴済み，親告罪の告訴（告発，請求）の欠如，取消又は無効，被疑事実に関する既判力のある裁判の存在，刑の廃止，大赦，公訴時効完成，通告欠如，反則金納付済み，保護処分済み）
- b 訴訟条件は具備しているが，被疑事件の罪とならないことが明確である場合（罪とならず，刑事未成年，心神喪失（医療観察法の入院決定が確定した場合を含む。<sup>\*179</sup>））
- c 訴訟条件は具備しているが，犯罪の嫌疑がない場合（嫌疑なし）
- d 訴訟条件は具備しているが，犯罪の嫌疑が不十分な場合（嫌疑不十分）
- e 訴訟条件を具備し，被疑事件の罪となることが明確であり，かつ犯罪の嫌疑も十分であるが，法令上当然刑を免除すべき場合（刑の免除）又は訴追を不必要と認めた場合（起訴猶予（微罪を含む。））

##### (イ) 不起訴不当（「本件不起訴処分は不当である。」<sup>\*180</sup>）

\*177 もっとも、審判に付する決定（刑訴 266②）がなされると公訴提起の効果が擬制され、当該決定をした裁判所は、同一の事件について審査を行う検察審査会又は起訴議決をした検察審査会（起訴議決の議決書謄本の送付を受けた裁判所が指定弁護士をしている場合はその指定弁護士）に付審判の決定をした旨を通知しなければならない（刑訴 267 の 2）ことから、その通知を受けた検察審査会は、審査を打ち切ることとなる。

\*178 ただし、議決時に被疑者が少年の場合は「本件を家庭裁判所に送致しない処分は相当である。」となると考えられる。

\*179 医療観察法 46 条により、入院決定が確定したときは、当該決定に係る対象行為について公訴を提起することができないとされているため、不起訴相当との議決をすることになるものと考えられる。仮に、この対象行為（検察官の不起訴処分）について、検察審査会が起訴議決をすれば、指定弁護士が公訴提起をしなければならず、医療観察法の対象者（被疑者）は二重に処罰を受けることになりかねない。法律上、このような場合を調整するような規定はないものと考えられる。

\*180 ただし、議決時に被疑者が少年の場合は「本件を家庭裁判所に送致しない処分は相当でない。」となると考

第一段階の審査において、不起訴相当とも起訴相当とも議決できないため、検察官に対し再捜査、再検討を求める議決である（法 39 の 5 I ②）。不起訴相当又は起訴相当と判断するには検察官の捜査が不十分な場合（被疑者の嫌疑が十分となる証拠資料が発見される可能性がある場合）のほか、捜査が十分であっても、検察官に再検討をして慎重な判断を求める場合に行う。

審査の結果、検察官と同一の資料のみによる判断で検察官認定の事実（日時、場所、方法、被害額等）と若干異なる犯罪事実を認定して「起訴相当」の議決をすることもあり得るが、検察庁から取り寄せた捜査記録以外の資料を含めて審査した場合は、「不起訴不当」として再捜査を促すことも考えられる。

(ウ) 起訴相当（「本件不起訴処分は不当であり、起訴を相当とする。」）<sup>\*181</sup>

第一段階の審査において、単に検察官の不起訴処分を不当とするにとどまらず、進んで起訴を相当とすべきとする場合に行われる議決であり、検察審査員 8 人以上の多数によらなければならない（法 39 の 5 I ①）。

(エ) 起訴すべき旨の議決（起訴議決）（「本件犯罪事実につき、起訴すべきである。」）

第二段階の審査において、(ウ)と同様に、積極的に起訴を相当とする場合に行われる議決であり、検察審査員 8 人以上の多数によらなければならない（法 41 の 6 I）。起訴議決をするときは、あらかじめ、検察官に対し、検察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない（法 41 の 6 II）。

(オ) 起訴議決に至らない旨の議決（「本件は起訴議決をするに至らない。」）

第二段階の審査において、起訴議決をしない場合の議決である（法 41 の 6 III）。

具体的には、①過半数の検察審査員が再度の不起訴処分を相当と認める場合、②過半数の検察審査員が不起訴処分を相当と認めるものではないものの、起訴議決をするために必要な 8 人以上の検察審査員が起訴を相当とする判断をしない場合が考えられる。<sup>\*182</sup>

## イ 形式的議決

(ア) 申立却下（「本件申立てを却下する。」）

不適法な申立てに対する議決である。<sup>\*183</sup>

a 審査対象となる不起訴処分が存在しない申立て（法 2 I ①）。

えられる。

\*181 起訴相当の議決がなされた場合、検察審査会事務局としては、第二段階の審査における必要的審査補助員の委嘱に便宜のため、起訴議決を行った審査会議において、「当該議決に対して不起訴処分がなされた場合又は一定期間内に処分に関する通知がない場合には審査補助員を委嘱する」旨及び「委嘱に関して弁護士会への推薦手続を行うことを検察審査会事務局長に委任する」旨の議決を得ておくことが考えられる。

\*182 ②の場合に不起訴不当の議決（法 39 の 5 I ②）をすると、検察官が不起訴処分の当否を再検討することとなり（法 41 の 2）、被疑者の地位が長期間不安定となるだけでなく、検察官が前の不起訴処分と異なる理由（不起訴裁定主文）で再度不起訴処分をした場合には、再度審査申立てが可能となることから（法 41 の 8 が適用されない）、法 39 条の 5 第 1 項の規定にかかわらず、第二段階の審査で起訴議決に至らないときは、「起訴議決に至らない旨の議決」をしなければならないものである。

\*183 この議決は、申立ての存在を前提とするものであるから、職権審査事件についてはなしえないと解されている。

- b 申立権のない審査申立人による申立て（法 30, 法 2 II）。
- c 代理権のない申立代理人による申立て（申立書に委任状が添付されていない。）。
- d 書面によらない申立て（法 31, 令 18）
- e 申立書に記載の著しい不備があり補正不能な申立て（法 31, 令 18）  
不起訴処分は存在するものの、不起訴記録に照らして申立書の記載内容が判然としない場合
- f 議決のあった事件と同一事件（同一の不起訴処分）に対する再度の申立て（法 32）
- g 議決の対象となった事件についての不起訴処分と同一の理由（不起訴裁定主文）による再度の不起訴処分に対する申立て（法 41 の 8）
- h 単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない申立て
- (イ) 移送（「本件を〇〇検察審査会に移送する。」）  
審査申立事件係属中の検察審査会が当該事件を他の検察審査会に移送する議決である。<sup>\*184</sup>
  - a 管轄検察審査会以外の検察審査会に対する審査の申立てがあった場合（法 30, 令 21）<sup>\*185</sup>
  - b 2 個以上の管轄検察審査会への同一事件の審査の申立てがあった場合（令 20 I）
- (ウ) 審査打ち切り（「本件の審査を打ち切る。」）  
申立て又は職権により事件を受理し、その内容の審査に入ったが、その後発生若しくは判明した事由によって不起訴処分の当否について結論を出すことができなくなったか、又は結論を出す利益がなくなった場合の議決である。
  - a 申立ての取下げがあった場合
  - b 審査申立人が死亡（自然人）又は存続しなくなった（法人）場合<sup>\*186</sup>
  - c 申立後あるいは職権立件後、当該事件について公訴が提起され、又は刑事訴訟法 266 条 2 号による付審判の決定がなされた場合
  - d 職権審査開始後、①審査の対象となる不起訴処分の不存在、②法 30 条ただし書該当、③同一事件に関する実体的な議決の存在、④管轄権なしのいずれかの事由が判明した場合

### (3) 不起訴処分の理由と検察審査会の判断の関係

#### ア 不起訴処分の主な理由

\*184 職権審査事件を移送できることになれば、A 検察審査会の職権立件の議決に B 検察審査会が拘束されることになり、各検察審査会の職権行使の独立性を侵すことになるから、移送の議決はなしえないと解されている。もっとも、職権立件後、当該事件の管轄が他の検察審査会に存することが判明したような場合には、自らは審査打ち切りの議決をするとともに、管轄を有する検察審査会に対して、事実上その旨を通知し、収集した資料等を送付する取扱いが考えられる。

\*185 移送先の管轄検察審査会が例えば東京第一検察審査会から第六検察審査会のように複数存在する場合には、移送元の検察審査会の議決において、例えば「本件を東京第一検察審査会に移送する。」との議決のように移送先の検察審査会を指定することになると考えられる。

\*186 法人は、解散時ではなく清算終了時まで存続する（最一小決昭 29.11.18 最高刑集 8・11・1850）。

(ア) 罪とならず

被疑事実が犯罪構成要件に該当しないとき、又は犯罪の成立を阻却する事由のあることが証拠上明確なときにする処分

(イ) 嫌疑なし

被疑事実につき、被疑者がその行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なときにする処分

(ウ) 嫌疑不十分

被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なときにする処分

(エ) 起訴猶予

被疑事実が明白な場合において、被疑者の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときにする処分

イ 検察審査会の判断

(ア) 不起訴処分の理由が「罪とならず」「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」の場合

検察審査会は、被疑事実の存否について判断するのではなく、検察官が十分な捜査に基づいて当該処分を行ったかどうか、すなわち、不起訴処分の当否を検討することとなると考えられる。

その結果、捜査が不十分であると検察審査会が判断した場合は、検察審査会として、自ら不十分であると判断した捜査の資料に基づき、不起訴相当又は起訴相当の議決を行うことは難しいから、再捜査を促すため、不起訴不当の議決を行うことが考えられる。

十分な捜査が行われていると検察審査会が判断した場合は、不起訴相当又は起訴相当の議決がなされることが多いと考えられるが、検察審査員の過半数が起訴を相当とするものの8人以上の多数が得られず起訴相当の議決を行うことができない場合には、不起訴不当の議決を行った上で、実質的に検察官に起訴するかどうかの再検討を促すことになると考えられる。

なお、不起訴不当の議決に対し、検察官が改めて不起訴処分を行った場合には、第二段階の審査は開始されず、また、再度の不起訴処分に対する審査申立てが制限される場合がある（法41の8）。

(イ) 不起訴処分の理由が「起訴猶予」の場合

被疑者が罪を犯したと認められる場合であるので、検察審査会は「訴追を必要としない」とした検察官の裁量的判断（下記「刑訴248の示す基準」参照）の当否について検討することとなる。

検察審査会が、検察官の裁量的判断が相当であると判断した場合は、不起訴相当の議決がなされるが、8人以上の検察審査員が、検察官の裁量的判断が不当であると判断した場合は、起訴相当の議決がなされる。それ以外の場合は、裁量的判断の再検討を促すか、裁量的判断の材料を再調査することを求める趣旨で、不起訴不当の議決を行うことが考えられる。

（刑訴248の示す基準）

a 被疑者の性格等

性質、素行、習慣、学歴、知能程度、経歴、前科前歴の有無、常習性の有無

等

b 被疑者の年齢等

特に、若年又は老年、学生等

c 被疑者の環境

家庭状況、職業、勤務先、生活環境、交友関係、両親その他監督保護者の有無、住居の有無等

d 犯罪の軽重

法定刑の軽重、法律上刑の加重減輕の事由の有無、被害の程度等

e 犯罪の情状

犯罪の動機・原因・方法・手口、被疑者の利得の有無、被害者との関係、犯罪が社会に与えた影響、模倣性等

f 犯行後の行為

被疑者の反省の有無、謝罪や被害回復の努力、又は逃亡や証拠隠滅等の行動、環境の変化、身柄引受人その他将来の監督者・保護者の有無等環境調整の可能性の有無

g 被害者関係

被害弁償の有無、示談の成否、被害感情等

h その他

社会事情の変化、犯行後の経過年数、刑の変更等

3 議決書の作成

(1) 議決書草案の作成

ア 検察審査会は、審査の結果議決したときは、理由を附した議決書を作成しなければならない（法 40）。

議決書は、評議・評決の結果到達した結論をそのまま文章化するものである。検察審査会長から命ぜられて、検察審査会事務官が草案を作成することは差し支えないが、あくまで作成主体は検察審査会であるから、必ず検察審査会に趣旨と理由のアウトラインを決めてもらい、検察審査会事務官は、それに基づいて文章化する作業を行うにとどめるべきである。理由付けの内容についてまで検察審査会事務官が起案すべきではない。

イ 検察審査会事務官が議決書草案を作成するに当たっては、法律に関する事項を正確に表現しようとするあまりに、専門的・技術的な用語を多用することは相当でなく、あくまで法律の専門家ではない検察審査員が到達した結論を、平易に要領よく表現するよう努めなければならない。<sup>+187</sup>

(2) 議決書記載事項

ア 議決書には次の①ないし⑤の事項を記載し、検察審査会長及び検察審査員がこれに署名押印しなければならない（令 28①ないし⑤）。署名押印は必須であり、これに代えて記名押印することは許されない（令 1 Ⅲ）。

① 審査申立人の氏名、年齢、職業及び住居

+187 議決書の参考書式、記載上の留意点については、別添の議決書参考書式を参照されたい。

- ② 被疑者の氏名、年齢、職業及び住居。ただし、氏名が明らかでないときは、被疑者を特定するに足りる事項  
年齢、職業及び住居が明らかでないときは、記載する必要はない。
- ③ 不起訴処分をした検察官の氏名及び官職
- ④ 議決書の作成を補助した審査補助員の氏名
- ⑤ 議決の趣旨及び理由

イ 起訴議決をした場合は、上記①ないし⑤の事項に加え、できる限り日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定した上で、検察審査会の認定した犯罪事実を記載しなければならない（法 41 の 7 I）。

### (3) 議決理由の記載程度

ア 議決理由をどの程度記載するののかについては法令に定めがなく、検察審査会の裁量的判断によることになるが、一般的には次のように考えられる。

#### （ア）記載することが相当でないと思われる事項

個々の検察審査員の発言の内容や、評決の割合は、特に秘密性が高い上、記載の必要性もないから記載すべきではないと考えられる。

実質的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当、起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決）がなされた場合、その結論に反した意見を述べた検察審査員がいたときでも、議決書にその反対意見を記載すべきではないと考えられる。

#### （イ）記載して差し支えないと思われる事項

##### ① 捜査記録の内容

議決の理由付けに必要な限度でこれを記載することは差し支えないと考えられる。ただし、あまりに冗長な引用は避けることが相当と思われる。

##### ② 証人、専門的助言者、審査申立人等の供述内容等

議決の理由付けに必要な限度でこれらを記載することは差し支えないと考えられる。

##### ③ 審査補助員の助言等の内容

審査補助員の助言等の内容については、議決書への記載は基本的に不要であろう。ただし、特に重要な事項（例えば、時効完成時期に関する説明など）については、適宜会議録に記載しておくことも考えられる（令 27 条 II ⑥）。

#### イ 議決別の議決理由の記載程度

##### （ア）形式的議決（審査打切り、申立却下、移送）

議決の理由は、結論部分を簡単に記載すれば足りると考えられる。

##### （イ）実質的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当、起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決）

##### ① 起訴相当、不起訴不当

検察官は、議決書を参考にして不起訴処分の当否又は公訴提起について再検討することになるから（法 41 I, II），議決の理由を詳細に記載する必要が生じるものと考えられる。<sup>\*188</sup>

\*188 この場合でも、個々の検察審査員の発言の内容や評決の割合を記載することは相当でないと考えられる（法

## ② 不起訴相当

上記①の場合と異なり、原則として結論部分を簡単に記載すれば足りると考えられる。ただし、審査申立ての経緯等からみて審査申立人が審査結果に特に強い関心を有している事件<sup>\*189</sup>や、社会的に注目を集めたような事件については、民意の代表機関としての検察審査会が検察官の不起訴処分を是認した理由を社会に対して示すため、ある程度詳細な議決の理由とすることが相当な場合もあると考えられる。

## ③ 起訴議決、起訴議決に至らない旨の議決

第二段階の審査事件において、検察審査会が起訴議決をした場合には、当該議決に基づいて指定弁護士が公訴を提起することになるから(法41の10)、議決の理由を詳細に記載する必要が生じると考えられる。他方、起訴議決に至らない旨の議決をした場合であっても、第二段階の審査事件は、一般に社会的に注目を集める事件であることが多いことからすると、ある程度詳細な議決の理由とすることが相当な場合が多いと考えられる。

### (4) 議決と議決書草案の内容確定との関係

議決書は、法40条に「議決をしたときは、…議決書を作成し」とあるように、議決と議決書作成とは別個の手續であり、令28条所定の事項を記載した議決書に検察審査会長及び検察審査員が署名押印して作成手續が完了する。

議決書は検察審査員全員の意思を表示した文書として成立する必要があることから、その作成は検察審査員全員によって行われる(法25I)。議決から議決書作成までの手順は、通常次のとおりと考えられる(検察審査会事務官は、下記②及び④の事務を行う。)

- ① 議決の趣旨及び理由についての議決
- ② 議決書草案の起案
- ③ 議決書草案の検討と内容の確定
- ④ 議決書原本の浄書
- ⑤ 検察審査会長及び検察審査員の署名押印

### (5) 議決書草案作成上の留意事項

#### ア 一般的留意事項

議決書草案の起案等に当たる検察審査会事務官は、平易かつ正確な議決書となるようにするため、一般的に次の点に留意すべきと考えられる。

#### ア) 問題点を整理し、なるべく簡潔に書く。

趣旨が不明な冗長な文章とならないよう、問題点を十分に整理する。

#### イ) 項目を細別する。

複雑な事案などでは、不起訴裁定書の裁定理由を事項別に分類して「検察官

26 参照)。

\*189 このような事件については、不起訴処分に対する審査申立人の不服理由を十分理解した上で議決すべきであると考えられるから、場合によっては、検察審査会事務官が、申立書受理時に意見書等の提出予定を確認したり、検察審査会長の命を受け、予定された意見書等の提出が遅れている場合には提出を促したりしておくことも考えられる。

の不起訴処分の理由」を記載し、その分類に沿って「検察審査会の判断」を記載する。

(ウ) 小見出し等を付ける。

項目に分けたときは、できるだけ小見出し（以下に述べようとする事柄の端的な標題）や符号（第一，1，(1)，ア，(ア)，a，(a)等）を使う。

(エ) 文章の長さに注意する。

主語と述語との間に多くの語句が挿入された長文は、意味を把握しにくい。

なお、句読点を必ず施す、修飾語はなるべく修飾する語の近くに置くなど、文章作成上の基本についても留意する。

イ 署名押印（令 28）

議決書には、検察審査会長及び検察審査員全員が署名押印する（令 28）とされており、署名押印に代えて記名押印をすることは許されない（令 1 Ⅲただし書）。

(ア) 身分の表示

（一般的な呼称）

（議決書上の表示）

検察審査会長・・・・・・・・・・検察審査会長

検察審査会長代行者（法 15V）・・臨時に検察審査会長の職務を行う者

検察審査員・・・・・・・・・・検察審査員

臨時の検察審査員（法 25Ⅱ）・・臨時に検察審査員の職務を行う者

補欠の検察審査員（法 18Ⅰ）・・検察審査員

(イ) 速やかに署名押印を受けること

検察審査会長及び検察審査員に署名押印を求めるだけのために臨時会議を開くことは、公訴時効切迫など特殊な理由がある場合を除き、臨時会議の趣旨から相当ではないと考えられる。よって、検察審査員の交替等の関係で次回会議期日に署名押印ができないときは、検察審査会事務官は、検察審査会が議決を行った会議終了後、直ちに議決書草案を作成し、できる限り当日に署名押印を求めるよう努める必要がある。

(ウ) 検察審査員が署名できない場合

a 任期满了の場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、「検察審査員何某は任期满了のため署名押印することができない。」と、当該検察審査員が任期满了のため署名押印することができない旨を付記して署名押印すれば足りる。

b けが等による障害のため署名できない場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、当該検察審査員に押印だけをさせ、「検察審査員何某は差し支えのため署名できない。」と、当該検察審査員が署名することができない旨を付記して署名押印すれば足りる。

c 署名押印を拒否した場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、「検察審査員何某は署名押印することができない。」と、当該検察審査員が署名押印できない旨を付記して署名押印すれば足りる。拒否した理由を記載する必要はない。

d 管轄外などの遠隔地に転出したため署名できない場合

検察審査会長又はこれに代わる者が、「検察審査員何某は、〇〇県へ転出のため署名押印できない。」と、転出のため署名押印できない旨を付記し、署名押印しておけば足りる。もっとも、当該検察審査員の以後の会議への出頭が期待できる場合は、その際に議決書への署名押印を求めて差し支えない。

e 検察審査員が印鑑を所持していない場合

検察審査員は、署名の右に左手示指で指印し、検察審査会長が「これは検察審査員何某の指印である。」旨付記し、署名押印する。

ウ 議決書作成年月日

議決書の末尾には、議決書作成の年月日（議決書作成日）を記載する。議決書作成日は、検察審査会長及び検察審査員全員が署名押印した日<sup>\*190</sup>と考えられる。

議決の日と議決書作成日が異なるとして議決書冒頭に議決書作成日を記載したときは、議決書の末尾に、重ねて議決書作成日を記載する必要はない。

エ 罪名

議決書の冒頭に、申立書記載罪名及び検察官裁定罪名をそれぞれ記載する。検察審査会が認定した罪名が申立書記載罪名又は検察官裁定罪名と異なる場合には、さらに検察審査会認定罪名も併記する。

オ その他

(ア) 議決書が数葉にわたるときは、検察審査会長又はこれに代わる者が契印する。

(イ) 議決書に文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、刑事訴訟規則 59 条に準じ、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印する。ただし、削った部分は、元の文字を読むことができるように字体を残すことが相当である。

(ウ) 一部の審査申立人の告発取下げ、死亡

一部の審査申立人が議決前に告発を取り下げた場合、①当該審査申立人に対し申立ての取下げを促す、②告発を取り下げた審査申立人とそれ以外の審査申立人の2通の議決書を作成する、③1通の議決書にそれぞれの議決の趣旨及び理由を記載する方法が考えられるが、どの方法をとるかは検察審査会の裁量による。一部の審査申立人が死亡した場合も同様の問題が考えられる。<sup>\*191</sup>

(6) 職権審査事件との併合

申立後に検察官が再起し、改めて不起訴処分を行ったため、後の不起訴処分が申立ての対象となっていない場合や、社会的法益に関する事件について審査申立人に申立権がない場合において、職権で審査を開始したときは、審査申立事件及び職権審査事件を個別に審査して個別の議決書を作成するのではなく、これらの事件を併合し、一括して審査して1通の議決書を作成することが簡便であると考えられる。ただし、審査申立人は職権審査開始の事実を知らない場合もあると考えられること

\*190 検察審査員の交替等により署名押印できない旨を付記し、検察審査会長又はこれに代わる者が署名押印し、検察審査員11人の署名押印がなされたとみなされる場合を含む。

\*191 ①の場合には、検察審査会事務局が取下げを強要しているとの疑念をもたれないような対応をしないよう注意する。

から、議決書には職権審査開始の旨の記載をする。<sup>\*192</sup>

なお、社会的法益が保護法益となっている被疑事件は、個人は直接的に法2条2項の「犯罪により害を被った者」には該当しないと解されていることから、当該個人に申立権はないとも考えられる。<sup>\*193</sup>したがって、そのような事件が申し立てられた場合、検察審査会は、まず審査申立人が「犯罪により害を被った者」に当たるかどうかを判断した上で、当たらないと判断した場合に初めて職権審査を開始するかどうかを判断することになると考えられる。

#### (7) 議決書の保存

検察審査会事務官が、議決書原本つづりに議決のあった順につづる。なお、申立てに係る審査事件（法30）については、議決書に対応する申立書を併せてつづる。

#### (8) 議決書の訂正、更正

##### ア 議決書謄本の送付、議決の要旨の通知及び揭示前

議決書謄本の送付、議決の要旨の通知及び揭示（後記4及び5参照）のいずれも行われていない場合は、誤字脱字などの明白な誤りは、検察審査会長が議決書を訂正した上で議決書謄本及び議決の要旨を訂正することで足りると考えられる。ただし、議決の本質に影響がある誤りは、訂正の議決をすることが相当と思われる。

##### イ 議決書謄本の送付、議決の要旨の揭示及び通知後

議決書謄本の送付、議決の要旨の通知及び揭示の1つでも行われた後は、議決書の訂正も訂正の議決もすることはできないと考えられる。ただし、検察審査会の審査結果については、実質面のみならず形式面も適正であることによって、関係者の審査結果に対する信頼をより高めることも重要であることから、検察審査会は、誤字脱字などの明白な誤りである場合のみ、更正決定に準じて更正の議決をすることができると考えられる。その際は、更正書を作成し、その謄本を検事正及び検察官適格審査会に送付し、更正の要旨を審査申立人に通知するとともに、揭示場に揭示することになるとと思われる。

### 4 議決書謄本の送付

#### (1) 送付先

検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を、次のア及びイのとおり、検事正及び検察官適格審査会に送付しなければ

\*192 具体的には、事件番号は、審査申立事件と職権審査事件を併記し、事件の特定部分は、「・・・，平成〇年〇月〇日上記検察官がした不起訴処分の当否に関し、当検察審査会は、上記審査申立人の申立て及び職権により審査を行い、次のとおり議決する。」と記載し、議決の趣旨には、「1 本件審査申立事件につき申立てを却下する。2 本件職権審査事件につき不起訴処分は〇〇である。」と審査申立事件のものと職権審査事件のものを分けて記載し、検察審査会の判断部分についても、「(1) 本件審査申立事件については、審査申立人に申立権がないので、上記趣旨1のとおり議決する。(2) 本件職権審査事件に係る被疑事実は、・・・」と審査申立事件のものと職権審査事件のものを、項目を分けて記載する。

\*193 他方、この点について、「道路交通取締法によって保護せられる法益は、一般的には道路交通の安全という公益であるが、同法に違反して無謀な運転をし、他人の器物を損壊する行為があったときは、当該行為によって損壊された物の所有者は、現に道路通行中のものでなくても、同法違反の「犯罪によって害を被った者」に該当し、検察審査会法第2条2項、第30条により審査の申立権を有するものとする（要旨）」とする裁判例（広島高裁松江支部判決昭和31年5月14日）もある。

ならない（法 40）。<sup>\*194</sup>また、起訴議決をしたときは、このほか、地方裁判所に対しても議決書謄本を送付しなければならない（法 41 の 7 Ⅲ）。<sup>\*195</sup>

ア 検事正

当該不起訴処分をした検察官を指揮監督する検事正<sup>\*196</sup>

イ 検察官適格審査会

検察官の身分上の事項について審査を行う機関<sup>\*197</sup>

（送付先）

郵便番号 100-8977 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

法務省大臣官房人事課気付

ウ 地方裁判所（起訴議決の場合）

所在地を管轄する地方裁判所にも議決書の謄本を送付する。

(2) 議決後に検察官が行う措置

ア 検察官は、検察審査会から①起訴相当または②不起訴不当の議決に係る議決書謄本の送付があったときは、速やかに、その議決を参考にして、公訴を提起すべきか否かを検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない（法 41 I, II）。また、その旨を検察審査会に通知しなければならない（法 41 III）。

イ 検察審査会は、審査申立人に対し、検察官から通知された内容を積極的に通知する必要はない。もっとも、審査申立人から議決後の経緯について照会があった場合は、検察庁の被害者等通知制度を紹介することも考えられる。<sup>\*198</sup>

5 議決の要旨

(1) 議決の要旨の揭示及び通知

検察審査会は、議決後 7 日間当該検察審査会事務局の揭示場に議決の要旨を揭示し、かつ、法 30 条の規定による申立てをした者があるときは、その申立てに係る事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない（法 40, 41 の 7 Ⅲ）。

<sup>\*199</sup>

\*194 法 40 条（謄本の送付、議決の要旨の揭示及び通知）が適用されるのは、審査の結果を最終的に決定する終局的議決（起訴相当、不起訴不当及び不起訴相当の実質的議決並びに審査打ち切り、申立却下及び移送の形式的議決）のみであり、審査の過程における中間的議決（例えば、職権審査開始の議決（法 2 II）、除斥の議決（法 34 III）、証拠調べに関する議決等）には適用されないと解されている。

\*195 ここにいう「審査」とは、法 2 条 1 項 1 号の審査のことであり、建議・勧告事件を含まないと解されている。また、「議決」とは、法 39 条の 5 各号、法 41 条の 6 第 1 項及び同条第 3 項に規定された実体的議決（起訴相当、不起訴不当、不起訴相当、起訴議決及び起訴議決に至らない旨の議決）のほか、形式的議決（審査打ち切り、申立却下及び移送）を含む。

\*196 議決当時不起訴処分をした検察官が転任し、又は退職している場合は、不起訴処分当時検察官が所属していた検察庁の検事正あてに送付する。

\*197 不起訴処分を行った者が検察官事務取扱検察事務官である場合及び不起訴処分をした検察官が議決当時に退職している場合は、送付する必要はないものと考えられる。

\*198 起訴相当議決後に第二段階の審査を開始した場合、検察審査会は審査申立人に対し、その旨を通知する必要はないが、不服がない旨の申告（法 41 の 3）がされる可能性もあることから、審査申立人から照会があった場合には、第二段階の審査を開始したことを回答して差し支えないと考えられる。

\*199 議決の要旨に代えて議決書の謄本を揭示し又は送付して通知することは、例え議決書の記載が簡易で、これをそのまま公表しても会議非公開の原則（法 26）に反するおそれがないような場合であっても、審査申立人及び被疑者の住所や検察審査員の氏名が記載されていることから相当でない。また、会議非公開の原則に抵触する部

## (2) 記載事項

議決の要旨の記載事項については、法令上の定めはないため、検察審査会の裁量判断によることとなる。もっとも、議決の要旨の草案は、検察審査会事務官が作成することになるので、議決の要旨の草案を作成する際には、事務を取り扱う検察審査会事務官は、一般的には次のような点に留意する必要がある。

### ア 記載することが相当と思われる事項

(ア)から(オ)までの事項は、事件の特定のために記載することが相当と思われる。

(ア) 審査申立人、被疑者氏名（審査申立人が性犯罪の被害者である場合、被疑者が少年である場合及び心神喪失等を理由に不起訴となった場合など検察審査会が仮名（かめい）処理又は匿名処理をすることが必要と判断した場合には、仮名処理等を行うことになる。<sup>+200</sup> <sup>+201</sup>

(イ) 不起訴処分をした検察官の官職氏名

(ウ) 不起訴処分年月日

(エ) 被疑事件名

(オ) 検察審査会の表示

(カ) 被疑事実の要旨（簡略な不起訴相当の議決の要旨を作成する場合を除く。）

広く国民に対し、検察審査会の議決の内容を知らせる趣旨からすると、特に起訴相当、不起訴不当事件については、社会的関心も高く、審査事件を特定するためにも、被疑事実の要旨を記載することが相当である。ただし、議決の要旨に記載しないことが相当と思われる事項は、仮名処理又は匿名処理を行う必要がある。

(キ) 不起訴裁定主文（罪とならず、嫌疑なし、嫌疑不十分、起訴猶予等）

(ク) 議決の趣旨及び理由の要旨

### イ 記載しないことが相当と思われる事項

議決書に記載していない事項のほか、次の(ア)から(オ)のような、評議の秘密にわたる事項、捜査の秘密を害するおそれのある事項及び関係人の名誉・プライバシーを害するおそれのある個人情報等の事項は記載しないことが相当と思われる。

(ア) 審査申立人、被疑者の住所、生年月日

(イ) 不起訴裁定理由（検察庁から公表されている場合を除く。）

(ウ) 捜査記録の内容

(エ) 審査会議期日（議決を行った期日を除く。）

(オ) 証人の数、住所、氏名、尋問及び供述内容

---

分を削除した議決書の抄本を通知又は掲示する取扱いは、議決の要旨を通知又は掲示するという法律上の規定に反するだけでなく、実質的には議決の要旨を作成することと異ならず、あえて議決書抄本を作成する利益がないことから相当でないと考えられる。

+200 仮名処理等をする場合、被疑事実の要旨やその他の記載により審査申立人や被疑者を特定することができる記載がないように議決の要旨を作成する必要があると考えられる。

+201 申立書の被疑者氏名が不詳であった場合でも、不起訴記録から被疑者の氏名が判明した場合は、判明した氏名を議決書に記載することとなるが、審査申立人や被疑者の氏名を公表すると審査申立人、被疑者及びそれらの家族の身体に危険が及ぶ蓋然性が極めて高いと予測される事情がある等特段の事情がある場合には、検察審査会の判断により、議決の要旨に記載する審査申立人や被疑者の氏名を匿名にする取扱いも許されることが考えられる。

(カ) 聴取した検察官の意見内容

(キ) 実地見分の日時，内容及び立会人の氏名

(ク) 専門的助言者の氏名及び意見の内容

(ケ) 検察審査員及び補充員の氏名，検察審査員の意見，評決の割合

公表すると，審査申立人，被疑者その他の第三者が検察審査員及び補充員に対し不当な圧力を加えたりする弊害も考えられ，検察審査員の自由な活動を保障できなくなるおそれがあるし，また，個人情報保護の観点からも記載すべきではないと考えられる。

(コ) 審査補助員の氏名（ただし，議決の要旨に記載することについて，当該審査補助員に事前の承認を得ている場合は記載することも差し支えないと考えられる。）

(ク) 審査補助員の意見の内容

ウ 議決の理由の記載程度

(ア) 起訴相当，不起訴不当の場合でも，議決書のような詳細な記載は不要であろう。

(イ) 不起訴相当の場合には，検察官に再捜査を求めるわけではないから，議決の理由は形式的な記載で足りると考えられる。<sup>\*202</sup>

(3) 掲示場への掲示

ア 議決の要旨は，議決書を作成した後，できるだけ早い機会に7日間掲示すればよく，議決書作成の日から7日間というわけではない。また，取り違い等の過誤防止の観点からも，掲示用，通知用及び事件報告用などその用途ごとに議決の要旨を個別に作成すべきではないと考えられる。<sup>\*203</sup>

イ 議決の要旨の通知及び掲示（法40，41の7）は，検察審査会が法2条1項1号又は法41条の2の審査について作成した議決書に関する規定であり，建議・勧告（法2条I②）のため作成した建議書及び勧告書には適用されない。

ウ 議決の要旨を掲示したときは，審査事件簿の「掲示開始年月日」欄に掲示の年月日を記入する。また，掲示が終了した議決の要旨を保管しておく必要はないと考えられる。

(4) 審査申立人への通知

ア 通知先

審査申立人（申立てをした者，法30）に対しては，実質的議決（起訴相当，不起訴不当，不起訴相当）の場合だけでなく，形式的議決（審査打切り，申立却下，移送）の場合についても議決の要旨を通知する。審査申立事件と職権審査事件を

\*202 不起訴相当の場合であっても，社会的に注目を受けた事件や，審査申立人が後日不服を申し立てることが相当程度想定される事件の場合において，審査申立人の納得を得るために議決書及び議決の要旨に不起訴相当の理由をある程度記載することが必要なケースもあると思われるが，その場合でも，必要以上に詳細にならないようにすることが相当と思われる。

\*203 報道対応が想定される申立事件は，検事正への議決書謄本の送付及び審査申立人らへの通知を行った上で，掲示場に議決の要旨を掲示し，その後，取材を受けることになると考えられる。審査申立人が遠隔地に居住している場合には，議決の要旨の審査申立人への配達予定日と同日に掲示場に議決の要旨を掲示する方法も考えられる。

併合して審査した場合は、併合した事件を含めた事件全体の議決の要旨を通知することで足りる。

第二段階の審査の議決（起訴議決，起訴議決に至らない旨の議決）の議決の要旨の通知先は，第一段階の審査が審査申立事件の審査である場合は，その審査申立人である（法 41 の 7 Ⅲ）。<sup>\*204</sup>

#### イ 代理人への通知

審査申立人に代理人がいる場合は，特段の事情がない限り，その受領権限を委任されていると認められることから，申立代理人に議決の要旨を通知すれば足りる。

#### (5) 被疑者に対する通知

被疑者に対しては法令上通知する義務がないだけでなく，通知した場合には被疑者に逃亡又は罪証隠滅のおそれがあることから，申出があった場合であっても通知することは相当でない。

#### (6) 不服申立て

検察審査会の議決に対しては，法令上不服申立てをすることができない。議決に関して審査申立人や代理人弁護士が不服を申し立てた場合であっても，検察審査会事務官は，議決の理由を含め，議決の要旨に記載された以上の事項については，会議非公開の原則（法 26）から回答できないことを説明することとなる。

#### (7) 議決の要旨を通知できない場合の措置

審査申立人の転居先が不明であるなど議決の要旨を通知できない場合は，通知に代わる公示送達等の規定がないことから，事件簿及び会議録に，通知できなかったことを明らかにしておけば足りる。

### 6 議決書謄本の交付請求

審査申立人，被疑者その他の関係人から議決書謄本の交付請求があった場合，法にはこれらの者に謄本の交付請求権を認めた規定がないので，これに応じる義務はない。いわゆる便宜供与として交付請求に応じることも考えられないではないが，議決書には，議決に至った理由や関係者のプライバシーに関わる事項がそのまま記載されていることが多く，審査会議非公開の原則（法 26）を定めていることからすると，法がこのような請求に応じることを当然に予定しているとは言いがたいように思われる。このような事情を踏まえて，便宜供与の相当性を慎重に検討する必要がある（議決の要旨についても，基本的には同様である。）。

## 第 7 職権審査開始に伴う事務

### 1 職権審査の端緒及び資料の収集

#### (1) 職権審査の端緒

職権審査は，「自ら知り得た資料に基づき」行われる（法 2 Ⅲ）。「自ら知り得た資料」とは，適法な申立て以外のすべての端緒をいうものと解される<sup>\*205</sup>。

\*204 審査申立人や代理人が多数いる場合には，申立ての際に代表受領者を決めてもらうよう促すなど，議決内容の通知が迅速に行われるよう準備しておくことも考えられる。

\*205 例えば，マスコミの報道，申立権のない者の申立て，審査中の事件の関連事件の探知，投書，検察審査会事務局に対する審査に関する相談，検察審査員個人の直接，間接の聞知，他の行政機関や行政相談員等からの回付

## (2) 資料の収集

### ア 補助事務性

職権審査の開始を決するために必要な資料の収集及び調査は、検察審査会事務官が審査補助事務として行うことになる。しかし、職権審査を開始するか否かの判断は検察審査会の権限であるから、検察審査会事務官は、この点で補助事務の限界を超えることがないよう配慮すべきである。

### イ 資料収集の方法

職権審査開始のための資料収集は、公務所に対する照会（法36）ではなく、事務局には対外的な調査権限がないことから、検察庁に対して不起訴処分の存否についての照会をしても、回答を得られない可能性が高い。したがって、新聞記事等のスクラップなど、事実上かつ任意の方法で社会通念上相当と認められるものに限られる。

## (3) 投書者の調査

投書者が自ら事務局に出頭してきた場合を除き、投書者等に事実上出頭を求め事情の説明を求めることは、正規の出頭を求められたとの誤解を与えやすい。また、投書者の住所に赴き事情を聴取することについても、審査開始前には検察審査会には調査権限がないことから、相当ではない。書面照会に対し、投書者から詳細な回答が得られない場合でも、最小限度、被疑者と被疑事実の一応の特定がなされている限り、これを基に、検察庁に対し、不起訴処分の存否等につき事実上の照会をするのも一方法であろう。

## 2 職権審査開始の基準

### (1) 個人法益を侵害する犯罪の場合

過失運転致死傷、傷害、殺人、窃盗、詐欺、横領等の個人法益に関する犯罪については、被害者、告訴人等の申立権者のイニシアティブに任せ、検察審査会は補充的な立場をとることが相当と考えられる場合が多いであろう<sup>\*206</sup>。もっとも、被害者が死亡したため、被害者側からの審査申立てが期待できない場合には、職権審査を開始するのが相当と考えられる場合がある<sup>\*207</sup>。

### (2) 国家的法益、社会的法益を侵害する犯罪の場合

贈収賄、政治資金規正法、公職選挙法違反等の国家的法益に関する犯罪や、放火等の社会的法益に関する犯罪については、一般に社会的関心、影響力も大きい。したがって、そのような事件において告発（広義の告訴を含む。）がない場合には、

---

等が挙げられる。

\*206 検察審査会が被害者や遺族等の申立権者の申立てを待たず職権審査を開始し終局的議決を行った場合は、申立権者の申立ての機会を奪うこととなる可能性もあるため、申立権者が申立てをする可能性が高いとみられるときには、当該申立人の言い分を審査に反映させて納得を得られるようにするためにも、特段の事情（例えば、極めて公共性が強く時効が切迫しているなど）がない限り、職権審査を開始せず、申立権者からの申立てを待つべきであると考えられる。

\*207 例えば、被害者が死亡した業務上過失致死事件について、被害者の配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹以外の申立権のない親族等から審査の申立てがされた場合は、申立ては却下するが職権により審査を開始することが相当である場合がある。

検察審査会が積極的に職権で取り上げることが相当な場合もあろう。

### 3 職権審査開始の議決

検察審査会は、当該被疑事件について不起訴処分の存在を確認できない場合であっても、検察審査会が自ら知り得た資料により不起訴処分の存在が一応推定される場合には、職権審査開始の議決をすることができる。

職権により審査を開始した後、被疑事件が捜査中又は管轄違いその他の事由により審査の対象とならないことが明らかになったときは、その段階で当該事件の審査を打ち切る旨の議決をすることとなる<sup>\*208</sup>。

職権審査開始の議決をしたときは、審査事件簿に所定事項を記載し、審査事件会議録の「会議の内容等」欄に審査開始の対処及びその議決があったこと、並びに当該事件の被疑事実の要旨を記載する。

職権審査開始の議決に至らなかった場合にも、審査事件会議録を作成する。職権審査開始の議決に至らなかった場合の審査事件会議録については、別添の会議録記載例を参照されたい。

## 第8 第二段階の審査に伴う事務

### 1 第二段階の審査

#### (1) 審査の開始

第一段階の起訴相当の議決に対して、①検察官から改めて不起訴処分をした旨の通知を受けたとき、又は、②起訴相当の議決書謄本の送付の日から所定の期間内に、検察官から再処分の通知がなかったときは、検察審査会は第二段階の審査を行う。改めて申立てをしてもらったり、職権で取り上げる旨の議決を行ったり、職権審査事件の審査を開始する際のように、会議録に審査開始の端緒及びその議決があったこと並びに当該事件の要旨を記載する必要はない。審査を開始する場合には、検察審査会事務官は、事件簿に必要事項を記載して立件する。<sup>\*209</sup>

#### (2) 必要的審査補助員の委嘱

第二段階の審査においては、必ず審査補助員を委嘱しなければならない。審査が続行となった場合、次の審査会議の日時を決定するに当たっては審査補助員の都合も確認する必要がある。

#### (3) 評議

ア 必要に応じて、当該事件の会議の進行について、審査補助員及び検察審査会長と打合せを行い、その他の検察審査員に対しては、当該審査会議の冒頭において、

\*208 職権審査中の事件について、検察官から審査会に対して不起訴事件の再起通知があった場合には、検察官の再起立件は既にした不起訴処分の効力を直ちに失わしめるものではないから、審査打ち切りの議決をするのは相当ではなく、理論上、実体的な議決をしても差し支えないと解する。ただし、現実的な取扱いとしては、検察庁と緊密な連絡を取り、再捜査の終局予定時期等をも勘案して、捜査が終結するまで、事実上審査手続を中止しておくのが相当な場合もあろう。この場合、再捜査の結果、再び不起訴処分がなされたときは、前記不起訴処分についても、新たに職権で立件し、両者を事実上併合して審査を遂げるのが相当であると考えられる。

\*209 立件日は、①法41条の2第1項の場合は、検察官から、起訴相当の議決に係る事件について、再度不起訴処分をした旨の通知を受けた日、②法41条の2第2項の場合は、起訴相当の議決書の謄本の送付をした日から3か月が経過した日（起訴相当の議決書の謄本を検事正にあてて発送した日の翌日から起算して暦に従って3か月目（この日が裁判所の休日に当たる場合は翌日）の翌日）となる。

検察審査会長から第二段階の審査であること及び議決の種別及び審査補助員の職務等について説明してもらう。

イ 起訴議決を行う場合には、あらかじめ、検察官に対し、審査会議において意見を述べる機会を与える必要がある（法 41 の 6 II）ので、当該議決がされる可能性がある場合には、第二段階の審査の対象である不起訴処分をした検察官の所属する検察庁に連絡をとり、意見を述べる会議の日程調整を行う。当該検察官が当該不起訴処分時の検察庁に所属していない場合は、当該検察庁の別の検察官に意見を述べる機会を与えることで足りる。

## 2 会議録の作成

会議録の「会議の内容等」欄に、会議に出席した審査補助員の職名及び氏名を記載する。審査補助員の助言等の内容については、会議録への記載は基本的に不要であるが、時効完成時期に関する説明など特に重要な事項で、検察審査会長が特に記載を命じたものについては、適宜記載することも考えられる（令 27 II ⑥）。

## 3 議決書の作成

- (1) 検察審査会は、起訴するのが相当であると判断した場合には「起訴議決」を、それ以外の場合には「起訴議決に至らなかった旨の議決」を行う。ただし、当該事件が申立てによるものである場合で、その審査申立人全員が検察審査会に対して、検察官が公訴を提起しないことに不服がない旨の申告をしたときは、検察審査会の議決により、審査を終了させることができる（法 41 の 3）。この場合には、「審査打切り」の議決を行う。
- (2) 議決が行われた場合には、検察審査会事務官は、議決内容を記載した議決書を作成する（法 40, 令 28）。起訴議決の場合は、検察審査会の認定した犯罪事実を、できる限り、日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定して記載しなければならないこととされている（法 41 の 7 I）。
- (3) 「起訴議決」が行われた場合及び「起訴議決に至らなかった旨の議決」が行われ、審査会において必要があると判断した場合は、それぞれ、審査補助員に議決書の作成を補助させなければならない。その際、議決書には、当該審査補助員の氏名を記載することとされている（令 28 条④）。
- (4) 議決があった場合は、通常の審査申立事件と同様、検事正、検察官適格審査会に議決書謄本を送付し、議決の要旨を掲示場に掲示し、事件が審査申立事件であった場合には、申立人に対して議決の要旨を通知するほか、「起訴議決」の場合には、これらに加え、当該検察審査会の所在地を管轄する地方裁判所にも議決書の謄本を送付する（法 41 条の 7 III）。議決書の謄本を送付する地方裁判所は、「国法上の裁判所」と解されているから、地裁支部所在地検審において起訴議決が行われた場合は、その謄本を本庁、支部どちらに送付しても差し支えない。しかし、指定弁護士の指定に関する事務（法 41 の 9）について、当該裁判所において事務分配が定められている場合には、当該事務を処理する本庁又は支部が送付先となると考えられることから、事前に地方裁判所に送付先を確認しておく必要がある。

なお、いずれの場合も、送付書の宛名は「〇〇地方裁判所長」とするのが相当で

ある<sup>\*210</sup>。

## 第9 指定弁護士

### 1 制度概要

起訴議決があると、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持に当たる（法 41 の 9 I）。検察官は、検察審査会の起訴相当の議決に対し、改めて不起訴処分が相当であるとの判断を行ったものであるから、検察官に当該事件について公訴の提起及び維持に当たらせることとした場合には、審査申立人等を始めとする一般国民は、検察官が有罪に向けての十分な立証活動を行っているかどうかや、その職務の公正らしさに疑念を抱くおそれがあると考えられる。このため、指定弁護士が公訴の提起等に当たることとされたものである。付審判決定があった場合に、裁判所の指定する弁護士が公訴の維持に当たるものとされている（刑訴 268）のと同様である。

### 2 指定弁護士の職務

#### (1) 職務権限等

指定弁護士は、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持をするため、検察官の職務を行う（法 41 の 9 III 本文）。すなわち、指定弁護士は、起訴議決に係る事件の公訴の提起及びその維持に当たる責務を負う一方で刑事訴訟法上の検察官の職務権限を原則としてすべて行うことができる。

具体的には、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し（略式命令の請求を含む。）、公判審理に立ち会いその維持に当たることはもとより、必要な補充捜査を行うこともできる。

指定弁護士の任務は、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し維持するという職務が全うされたときに終了するものと考えられていることから、通常の場合、被告事件の終局裁判が確定し、同事件が終結したときに終了する。

指定弁護士は、準起訴手続における指定弁護士と同様、法令により公務に従事する職員とみなされ、「検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令」で定める額の手当が支給される（法 41 の 9 V, VI）。

#### (2) 補充捜査の委嘱

指定弁護士が、補充捜査をするに当たって、検察事務官又は司法警察職員に対して捜査の指揮（刑訴 191 II, III）をする必要がある場合には、検察官に囑託しなければならない（法 41 の 9 III）<sup>\*211</sup>。

### 3 公訴提起義務

指定弁護士の判断により、起訴議決に係る事件について公訴を提起しないことができるものとする、検察審査会の起訴議決に基づき公訴が提起される制度の趣旨が没却されることになるので、被疑者の死亡など訴訟条件が欠けていることが明らかな一

\*210 地方裁判所から、指定弁護士の推薦依頼をするに当たり、候補者に事案の概要を的確に把握してもらうため、弁護士会に議決の要旨を送付したいとの理由から、起訴議決の「議決の要旨」を送付してほしい旨の依頼があった場合は、これを起訴議決の議決書謄本とともに地方裁判所に送付することは差し支えない。

\*211 捜査を円滑に進めるためには、平素から職務上関係のある者が指揮を行うことが適当であることが考慮されたものであり、準起訴手続における指定弁護士の場合と同様である（刑訴 268 II）。

定の場合を除き、指定弁護士に対し、起訴議決に係る事件について公訴の提起が義務づけられている（法 41 の 10 I）。

#### 4 指定取消通知

法 41 条の 10 第 1 項ただし書の規定により公訴の提起を行わなかった指定弁護士について、裁判所が指定を取り消したときは、起訴議決をした検察審査会にその旨通知される（法 41 の 10 III）<sup>\*212</sup>。

---

\*212 検察審査会が起訴議決をした事件について、例外的に公訴が提起されない場合に該当することとなったのであるから、起訴をすべきとの判断をした検察審査会に、その事実を知らせるようにしたものである。

## 第6章 建議・勧告事件の処理に関する事務

検察審査会は、その職権として（法21②）、いつでも、検察事務の改善に関し、検事正に建議又は勧告をすることができる（法42Ⅰ）。勧告は、建議よりも強い要請であると解されているが、実質的な差異はほとんどない。

検察審査会事務官には、これら建議・勧告が制度の趣旨に沿って適正になされるよう、適時適切にサポートすることが求められる。

### 第1 建議・勧告の制度概要

#### 1 制度の趣旨

建議・勧告の趣旨は、検察事務を一般的な形で批判し、将来に向かってこれを改善してゆくことにありと解されている。したがって、検察庁の事務に改善すべき点があれば、一般的な形でそれを指摘すべきであり、特定の具体的事件についての個別的な事務処理の問題は、建議・勧告に馴染まないと考えられている。

#### 2 対象となる検察事務の範囲

一般に、「検察事務」とは、検察庁法4条、6条に規定されている検察官の職務内容全般をいい、検察権の行使（起訴、不起訴に至る間の捜査、公判立会等）及びこれに付随する事務（事件の配点、証拠品の保管等）を指す。もっとも、建議・勧告の対象としては、前記1の趣旨からして、検察権の行使と密接な関係がある検察行政（例えば職員の定員、庁舎に関する事項等）をも含むと解されている。<sup>\*213</sup>

#### 3 建議・勧告における一般的留意事項

(1) 前記1の趣旨に照らすと、検察審査会が、一つの事件処理のみを取り上げて、その検察庁の執務状況全般を推定することは相当ではないと考えられる。したがって、検察審査会事務官は、検察審査会が建議・勧告を行う場合は、当該検察庁の検察事務取扱上、ある程度の弊害が認められ、これが度重なって一般的な傾向と認められるようになったときに、多数の事例を挙げた上で、適当な時期に行われるように、適宜助言する必要がある。

(2) 建議・勧告は、検察事務に対する批判としての意味を有することから、建議・勧告を実際に行う際には、前提となる事実関係について十分な調査を行い、検察庁の当該事務取扱の根拠を調べた上で議決することが望ましいとされている。

#### 4 検事正の回答義務

建議又は勧告を受けた検事正は、速やかに、検察審査会に対し、当該建議又は勧告に基づいてとった措置の有無及びその内容を通知しなければならない（法42Ⅱ）。<sup>\*214</sup>

\*213 警察官の事務については、直接には上記の検察事務の中には含まれない。しかし、検察官は警察官に対し、捜査に関して一般的指示（刑訴193）をすることができ、警察官において、正当な理由がなくこれに従わないときは、懲戒・罷免の訴追をすることができる（同法194）ことから、検察審査会が検事正に対し、検察官が刑事訴訟法193条に基づく一般的指示を行うことを促し、あるいはその徹底を期するという面から、建議・勧告をすることは、検察事務に関するものとして許されると解される。

\*214 司法制度改革審議会の意見において、「検察審査会が検察事務の改善に関し検事正に対して行う建議・勧告

## 第2 建議・勧告の具体的手続

### 1 手続の開始

- (1) 建議・勧告の端緒については何ら制限がない。審査事件の審査の過程で発見する場合のほか、第三者からの申立て、要望、新聞記事、投書、通報等も端緒となり得る。
- (2) 検察審査会は、職権により、審査会議において建議・勧告の議決を行うかどうかを決定する。何らかの建議・勧告の申立てがされても、申立権が認められないため、検察審査会の職権発動を促すものとして取り扱うことになる。<sup>\*215</sup>
- (3) 検察審査会事務官は、建議・勧告の立件手続を行うが、通常は、建議・勧告の議決を行うことが明らかになった段階で行う。

### 2 審査手続

建議・勧告については、法第六章（法33ないし41の8）の審査手続の規定の適用がないため、検察審査会が、検察庁へ照会したり、不起訴記録を閲覧したり、投書者等から事情を聴取したりすることは、あくまで事実上の手続として位置づけられる。<sup>\*216</sup>また、法34条の適用がなく、除斥規定（法7）の適用もない。建議・勧告は、検察事務を一般的な形で批判するものであり、特定の検察審査員の利害が問題とならないからである。

### 3 議決

検察審査会は、建議・勧告の議事を、過半数で決する（法27）。

検察審査会が建議・勧告の議決をしたときは、趣旨及び理由を記載した建議書又は勧告書を作成し、議決に関与した審査員が署名押印する。

他方、検察審査会が建議・勧告のための実質的な審査活動をしたものの、結局建議・勧告の議決に至らなかった場合、検察審査会事務官は、建議勧告事件会議録用紙の「検事正送付」の欄及び「建議勧告の趣旨」欄に、「建議・勧告せず」と記入する。

### 4 議決後の取扱

建議書又は勧告書に法40条は適用されず、検察審査会が建議書又は勧告書の要旨を掲示する必要はない。しかし、検察審査会からの建議・勧告を受けた検事正は、当該建議又は勧告に対してとった措置の有無及びその内容を速やかに回答しなければならない義務があることから、検事正に対し、建議・勧告の議決内容を正確に通知するため、検察審査会事務官が建議書又は勧告書の謄本を作成し、検事正に対して送付する

---

の制度を充実・実質化することを含め、検察庁の運営について、国民の声を聴取し反映させることが可能となるような仕組みを導入すべきである」と提言されたことを受け、平成16年の法改正により、建議・勧告に対する検事正の回答義務が定められたものである。

\*215 第三者からの建議・勧告の申立ては、職権発動を促すものであり、また、法40条のような申立人通知義務もないことから、検察審査会は、建議・勧告を行ったか否かについて、当該第三者に結果を通知する必要はない。もっとも、当該第三者に対して検察審査会の判断により結果（結論）を通知することが禁止されているとは解されないものの、この場合、なぜそのような結果になったのかについて問われた場合でも、会議非公開の原則（法26）から会議の経過や内容を回答することができないため、検察審査会は、結果を通知するか否かについては慎重に検討する必要があるだろう。

\*216 もっとも、検察審査会議の議事である以上、建議勧告事件についても審査事件と同様に検察審査会事務官が会議録を作成しなければならない（法28）。書式については、平成21年5月21日付け最高裁判第一第000070号刑事局長通達「検察審査会における会議録及び選定録の様式等について」を参照されたい。また、記載例については、別添の会議録等記載例を参照されたい。

のが相当である。<sup>\*217</sup>

---

\*217 A地の検察審査会がB地の検事正あてに建議・勧告することはできない。また、地方裁判所支部所在地にある検察審査会が管轄の地方検察庁支部の検察事務について建議・勧告を行った場合にも、検事正に対して、建議書又は勧告書の謄本を送付することになる。

## 第7章 旅費，日当及び宿泊料の支給

法 29 条（検察審査員及び補充員），同 39 条（証人及び専門的助言者）及び同 39 条の 4（審査補助員）に規定する者については，日当政令に定めるところにより，旅費，日当及び宿泊料（以下，併せて「旅費等」という。）が支給される（審査補助員には手当も支給される。）。また，同 29 条及び同 39 条に規定する者に支給する旅費等の額は，刑事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 41 号）の規定により，証人に支給すべき額を下回ることができないこととされている。

前記の法規は，いずれも，旅費の関係では，国家公務員等の旅費に関する法律（以下，「旅費法」という。）の特別法規と位置づけられるため（旅費法 1 条），前記政令に記載のない事項については，すべて一般法規である旅費法の適用がある。したがって，旅費法やその下位規範である「国家公務員等の旅費支給規程」や「国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針」に則った適正な支給がなされることが求められる。

検察審査員等に対する旅費等について支給決定をするのは，検察審査会長である。<sup>4</sup> 検察審査会事務官は，検察審査会長が，旅費法の趣旨に則った適正かつ迅速な支給決定を行うことができるよう，旅費等の計算や検察審査員等の会議関与時間の把握，その他支給決定の前提となる情報や資料の収集，保管を行うことになる。なお，支出決定等の支出手続は，検察審査会長の支給決定を受けて，地方裁判所の会計機関がこれを行う。

### 第1 旅費等の内容

#### 1 旅費

検察審査員等に支払われる旅費は，「鉄道賃」，「船賃」，「路程賃」及び「航空賃」の 4 種類であり，鉄道の便のある区間の陸路旅行には鉄道賃，船舶の便のある区間の水路旅行には船賃，鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行には路程賃が，それぞれ支給される。また，航空機を利用すべき特別の事由がある場合の航空旅行には，航空賃が支給される。

##### (1) 鉄道賃及び船賃

ア 鉄道賃は，JR 各社，私鉄，地下鉄などの鉄道営業法等の適用を受ける鉄道の料金が支給される。船賃は，フェリーなどの定期便のほか，小型の渡し船であっても，公共の旅客運送手段（公に許可された旅客運賃等の定めのある運送手段）として船舶が運航されている場合に支給される（日当政令 2 II）。<sup>\*218</sup>

\*218 平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引き上げに伴い，国土交通省で認可された鉄道事業者において，現金利用時の運賃と IC カード利用時の運賃が異なる運賃体系（以下「二重運賃」という。）が導入された。二重運賃区間の鉄道賃の認定については，現によった運賃により計算するのが相当であると考えられる（増額支給については，旅費法 4 6 条 2 項の協議を経たものと解される）。このような計算によった場合には，現によった運賃が IC カード利用時のものか否かを明らかにする趣旨から，請求書の備考欄に，二重運賃区間について，IC カードの利用の有無を請求書の備考欄に記載しておくことが相当であろう。

イ 運賃に等級を設ける船舶の場合には、3階級に区分されているものについては、検察審査員、補充員及び審査補助員は「中級」、証人及び助言者については中級以下で審査会長が相当と認める等級の運賃が、2階級に区分されている場合には、前者は「上級」の、後者は審査会長が相当と認める等級の運賃が支給される（日当政令制定時附則2条）。

ウ 特急列車（急行列車）を利用する区間が連続して片道100キロメートル以上（急行列車の場合は片道50キロメートル以上）の場合は特急料金（急行料金）が支給される。<sup>\*219</sup>

## (2) 路程賃

鉄道の便がない区間又は船舶の便がない区間については、原則として、1キロメートルにつき、検察審査員、補充員及び審査補助員については37円、証人及び助言者については37円以内において検察審査会長が相当と認める額の路程賃が支払われる（日当政令2Ⅲ）。ただし、天災その他やむを得ない事情により、路程賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、利用した交通機関の実費額を支給することができることとなっている。実費額を支給するかどうかについては、「やむを得ない事情（日当政令2Ⅳ）」に該当するか否かを、検察審査会長が個別に判断して決定する。

実務において実費支給の可否が検討される代表的な例は、以下のとおりである。

### ア 検察審査員等がバスを利用した場合

「天災その他やむを得ない事情」に該当するか否かを検察審査会長が個別に判断する必要がある。例えば、天災のほか、当該バスが唯一の交通機関であるとき、他に交通機関があっても当該バスを利用することが最も経済的な通常の経路及び方法であるとき等に実費支給ができると考えられるが、検察審査員等の住所から最寄駅まで又は検察審査会の最寄り駅から検察審査会までの間が相当程度の距離がある場合、高齢、疾病等で徒歩による移動が困難な場合等、旅行距離、交通事情、身体的状況等を総合的に勘案した上で「やむを得ない事情」に該当するかを判断した上で支給することになろう。

### イ 検察審査員等がタクシーを利用した場合

バス賃と同様、「天災その他やむを得ない事情」に該当するか否かを検察審査会長が個別に判断する必要がある。具体的には、天災による場合のほか、身体

---

\*219 財務大臣と協議を経た356区間については、公務上の必要その他やむを得ない事情により、旅行命令権者（検察審査会長）が特別急行列車を利用して旅行する必要があると認めた場合や、その他の区間であっても、特別急行列車を利用すれば用務地での前泊又は後泊が不要となるなど、経済的な旅行となる場合又は国の債権保全のための業務など特に緊急を要する業務のため特別急行列車を利用して旅行する必要がある場合であって、旅行命令権者（検察審査会長）が適当と認めた場合には、片道100キロメートル未満の区間の特急料金を支給することができることとされている。これは、旅費法46条2項の協議を経たものとして認められている。この適用について、検察審査会と財務省の間で具体的に協議がなされていないが、検察審査員等の旅費が旅費法に則って支給されるべきであることからして、同様に取り扱うことが相当である。ただし、356区間に該当する場合でも特段の必要がない場合にまで支給することがないよう、検察審査会事務官は、案件ごとに必要性を確認できるよう検察審査会長の補助を行うことになろう。

に障害がある者等が出頭する場合、検察審査員等の住所から最寄り駅まで相当程度距離がありバス等の交通機関がないか、あっても運行本数や待ち時間を考慮すると現実的に利用を期待できない場合、会議の開始時刻あるいは終了時刻との関係からタクシーを利用する以外の方法はないといった場合等に「やむを得ない事情」に該当すると考えられる。

なお、タクシーを利用した場合は、実費支給するため、タクシー利用の必要性を疎明する資料及び実費額の証拠資料（領収書等）を提出してもらう必要がある。

#### ウ 検察審査員等が自家用自動車を利用した場合

各庁の実情を踏まえた上で駐車場の確保や公務災害による補償の問題を考慮しながら、個別の事情を慎重に検討する必要がある。自家用車の利用を認める場合には、検察審査会事務官において、庁舎管理権者を含め関係部署と事前に調整しておく。

### (3) 航空賃

航空賃は、離島や単身赴任先など遠方から出頭する場合で、出頭に要する日数等との兼ね合いから、航空機を利用する方が経済的であるなど「航空機を利用すべき事由」がある場合に限り支給される。航空賃の額は現に支払った航空運賃によるが、スーパーシート等の料金や航空運賃以外の空港施設使用料は支給されない。

なお、航空機を利用した場合は、実費支給するため、往路の航空券半券（搭乗券）を提出してもらう必要がある。

## 2 日当

検察審査員等に支給する日当は、検察審査員あるいは補充員としての勤務の対価ではなく、検察審査員又は補充員がその義務を履行することによって生じる損失を一定限度内で弁償・補償するものである。すなわち、検察審査員又は補充員は、審査会議に出頭する義務を負うが、これを履行する、あるいは、履行したことによって積極的な損失（例えば昼食代、身だしなみを整える費用のような、出頭に要した旅費、宿泊料以外の諸雑費の支出）及び消極的な損失（出頭しなければ別途得られるであろう収入の喪失、いわゆる逸失利益）が発生するので、これらの弁償ないし補償を一定の限度内で行うものと考えられる。

## 3 宿泊料

審査会議の開始時刻までに出頭するため、自宅を朝早く出発する場合や、会議終了後、夜遅く自宅に到着する等やむを得ない場合に宿泊をした場合は、宿泊料<sup>\*220</sup>を支給することとなる。ただし、単身赴任中の者が自宅に宿泊したり、友人宅等に宿泊したりして、宿泊料を要しないことが明らかな場合は支給しないのが相当であろう。

なお、裁判員等については、出頭のために午前6時30分以前に自宅を出発しなければならない場合に前泊分の、午後9時以降に自宅に到着する場合に後泊分の宿泊料を支給することを一つの基準としている。

\*220 宿泊地が旅費法別表第一に定める甲地方の場合は8700円、乙地方の場合は7800円を定額支給する（日当政令4）。

## 第2 旅費等の支給手続及びその留意点等

### 1 請求及び支給に係る手続一般

#### (1) 旅費等の請求手続

旅費日当請求書を提出する方法による。旅費請求書には、本人を特定するため請求者の押印を求めることが原則的な取扱いとなる。しかし、請求者が印鑑を持参しなかった場合など、その追完を求めることが困難な場合は、検察審査会事務官の面前で請求書の氏名欄に署名をさせた上で、「本人の署名であることを確認した。」旨、検察審査会事務官が付記して押印することで、請求者の押印に代えるなどの代替措置をとる。なお、氏名を記名とする場合には印鑑が必要となるため、その旨を適宜の方法で事前に連絡しておく必要がある。

#### (2) 旅費等の支給手続

旅費等を支給する場合には、原則として、本人名義の預貯金口座に振り込む方法によって支給する。検察審査員及び補充員が本人名義の預貯金口座を保有していない場合でも、同居の家族が振込可能な預貯金口座を保有している場合は、本人の申し出により、当該預貯金口座に旅費等を振込むことができる。この場合、本人に対し、振込先についての書面を提出してもらうなどの手当をしておくのが相当である。

なお、口座振込払いが困難であり、隔地送金を行うことも困難な場合は、例外的に現金払いを行う。

旅費等の支給方法については、検察審査会事務官において、地裁会計部門と十分連携を図る必要がある。

### 2 検察審査員、補充員に対する支給手続等

#### (1) 支給額の決定方法

日当額については、平成16年6月18日付け最高裁判第一第177号刑事局長、経理局長依命通達「「検察審査員等の日当の支給基準等について」の一部改正について」により示された支給基準を参考に、「会議に関与した日」については、会議に関与した時間等によって検察審査会長が支給決定し、「その他の日」については定額を支給する。

なお、各検察審査会において検察審査員等の出欠の事実及び関与時間等を事後的に把握するための一助として、平成25年10月4日付け最高裁判第一第422号刑事局第一課課長補佐事務連絡「検察審査員等の出欠確認について」により示された出欠確認表を作成するのが、相当である。

ア 「会議に関与した日」の「会議」には、検察審査員、臨時の検察審査員又は補充員の検察審査員を含めた11人の検察審査員が出席した会長互選会議、定例会議、臨時会議のほか、小委員会も含まれる。会議関与の時間には、義務その他必要な事項の説明及び宣誓（法16I）を行った時間も計上する。

イ 「その他の日」とは、検察審査員又は補充員が会議のために出頭したものの、会議には関与しなかった日等をいう。具体的には以下のような場合が考えられる。

（ア）出頭人数が11人に満たず会議が流会となった場合

（イ）出頭のための往復のみに要した日（旅行日）がある場合

(ウ) 検察審査員及び補充員が会議に出頭したにも関わらず、辞退が承認され又は除斥される等の事由により全く会議に関与しなかった場合

(エ) 検察審査会長が会議期日を指定するため又は会議の議決に基づいて会議準備を行うため等、必要不可欠の事由により出頭した場合<sup>\*221</sup>

(2) 支給上の留意点

ア 検察審査員等が住所地以外から出頭した場合

①検察審査員等が転居先、出張先などの住所地以外の滞在地から出頭した場合には、その滞在地からの旅費を、②会議に出頭の途中、風水害等の事故により途中から引き返し、又は途中で宿泊の上出頭し、あるいは帰宅した場合には、旅行の事実に対する実費弁償という性質から、これに要した旅費等を支給することとなる。ただし、ここでいう実費とは、現実に要した一切の費用ではなく、最も経済的な経路又は方法によって計算されたものとなると考えられる（旅費法7参照）。この場合、検察審査会事務官は、当該検察審査員等の申述書や検察審査会事務局で作成した調査報告書等で、転居先や滞在地を確認する必要がある。

イ 検察審査員等が期日変更を知らずに出頭した場合

会議期日の変更を知らずに出頭した検察審査員等に対しても、出頭に要した旅費等を支給することができると考えられる。

ウ 検察審査員等が実は欠格者であった場合

後日、検察審査員又は補充員が欠格者であることが判明した場合であっても、この者に対して既に支払った旅費等を返還させる必要はないと考えられる。

エ 検察審査員等が審査会議期日以外の日に出頭した場合

審査会議期日以外の日に出頭した場合においても、公務のためであれば旅費を請求できると考えられる。しかし、公務といえるためには、検察審査会の議決に基づいて出頭義務が生じている必要があると考えられる。

オ 検察審査員等に付添人が必要な場合

視覚障がい者等が検察審査員又は補充員に選定され、審査会議に出頭するために付添人が必要な場合、付添人に対しては、検察審査員及び補充員と同様、旅費（鉄道賃、日当、宿泊料等）を支給することが可能である（旅費法3 V, VI）。この場合の職務の相当級は、2級相当と考えられる。

カ 勤務先との関係で、検察審査員等に対する日当支給が問題となりうる場合

(ア) 検察審査員等が一般の公務員でもある場合

国家公務員の場合、国家公務員法104条は、職員が報酬を得て営利企業以外の職を兼業することあるいは事務、事業に従事することを制限しているが、実費弁償の性格をもつ検察審査員等の旅費、日当は「報酬」に当たらないと解されるため、これを支給することができると考えられる。

地方公務員の場合、地方公務員法は直接に兼業を禁止していないものの、同

\*221 会議期日以外に出頭した検察審査会長に対する旅費等については、検察審査会長において会議期日を指定するため及び検察審査会の議決に基づいて、会議準備のため等必要欠くべからざる事由により出頭した場合に限り、これに、旅費、日当及び宿泊料を給するのが相当である。検察審査会長が会議期日以外に出頭したときは、旅費等の支払状況を明確にしておくため、期日簿に記入しておくことが望ましい。

法 38 条において、報酬を得る場合には、任命権者の許可を必要としている。しかし、上記のとおり、検察審査員等の旅費、日当は「報酬」に当たらないと解されることから、国家公務員と同様に支給することができると考えられる。

(イ) 検察審査員等が公務員以外の一般の被用者である場合

検察審査員等から、勤務先の有給休暇を取得して参加した場合に、検察審査会長に対し日当を請求できるかなどといった、日当支給の可否について相談された場合、検察審査会事務官は、雇用契約や勤務先の就業規則に関わる問題であることから、勤務先等と相談するよう説明する。その際に、検察審査員等の日当は、休業補償という得べかりし利益（消極的な損失）の補償としての性質のみでなく、出頭に要した積極的費用の損失（積極的な損失）の填補の性質も持つものであり、労務の対価（報酬）としての性質は有していないこともあわせて説明する。なお、その他、検察審査員等から日当支給について照会を受けた場合は、検察審査会事務官において、地裁会計部門と連携して対応する必要がある。

キ 休業損害証明書の発行を求められた場合

検察審査員等に支給する日当の性質からすると、休業損害証明書を作成することは相当でない。ただし、支出官である地裁所長名で支給証明書等の適宜の形式で支給の事実を証明することは差し支えないと考えられる。

ク 検察審査員が雇用保険受給者であった場合

検察審査員等が雇用保険受給者である場合には、受給要件との関係もあることから、検察審査員等に対しては、必要であれば職業安定所での相談をするよう促す。また、旅費を除く日当額について、職業安定所に提出する証明書を求められることもある。その場合には、本人に交付される振込通知書に加え、支給証明書を支出官である地裁所長名で作成することが相当と考えられるため、検察審査会事務官において、地裁会計部門と調整する必要がある。

ケ 検察審査員等が課税申告を行う場合

支給額のうち旅費を除く日当額については、検察審査員等に対しては、必要であれば所轄の税務署で確認するよう促すのが相当である。<sup>\*222</sup>また、旅費、日当を支給したことの証明書を求められた場合には、支出官である地裁所長名で作成することが相当と考えられるため、地裁会計部門と調整することになる。

コ 検察審査員等が割引料金を利用して出頭してきた場合

検察審査員等が、往復割引、出張割引、高齢者割引、通勤・通学定期券、回数券等の各種運賃の割引サービスを購入して審査会議に出頭した場合に、減額した旅費を支給すべきかどうかについては、検察審査員等が利用する区間において割引制度の利用が定着していれば、当該割引制度の利用を前提とした旅費額の認定

\*222 なお、裁判員、補充裁判員並びに裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者及び選任予定裁判員（以下「裁判員等」という。）に支給される旅費、日当の内、日当部分は、裁判員等として出頭した場合に生じる損害の一部を補償するものであり、労務の対価としての性質を有していないものと考えられることから雑所得に該当するとして取り扱っているようである。検察審査員及び補充員についてもこの考え方があてはまるものと考えられるが、申告にあたっては、検察審査員等において税務署に相談することが必要となろう。

が必要になると思われる。<sup>\*223</sup>

### 3 証人や専門的助言者等に対する支給手続等

#### (1) 支給額の決定方法

証人及び専門的助言者に支給する日当は、非常勤公務員である検察審査員等とは異なり、裁判手続の証人と同様、各検察審査会において、証人の尋問又は専門的助言者の助言の所要時間及びその開始が遅れた場合の待ち時間等を勘案して、個々の事件における適正な額を決定することになる。

#### (2) 支給上の留意点

##### ア 証人、専門的助言者

(ア) 被疑者、被害者又は職権審査を開始した場合における告訴人等を証人として尋問した場合、証人としての旅費等を支給することとなる。また、実地見分の場所に呼び出した証人に対しては、旅費等を支給することができるが、例えば実地見分立会者若しくは参考人等証人以外の者に対してはこれを支給することはできない。

(イ) 受刑者その他身柄拘束中の者が証人として出頭した場合も、旅費及び日当を支給する。ただし、出頭のための旅費を要しないときは、日当のみを支給し、旅費は支給しないのが相当である。<sup>\*224</sup>

(ウ) 所在尋問の対象となった証人にも、日当を支給できると考えられる。

(エ) 証人又は専門的助言者に対する旅費等は、本人からの請求を受けて支給する。請求を放棄したときは、本人の署名押印のある放棄書を提出してもらう。

出頭した証人又は専門的助言者が、出頭した期日より後に旅費等を請求した場合は、その証人が請求を放棄したことを証明できず、かつ消滅時効（会計法 30 後段）の完成前である場合は、その時点における検察審査会長が支給決定を行う。

(オ) 専門的助言者に対しては、旅費及び日当以外の報酬や助言の準備に要した実費等は支給できないことから、その旨、事前に説明し、了承を得ておく必要がある。

##### イ 審査申立人

審査申立人を審査会議に呼び出すことは可能であるが（法 37 I）、この場合、旅費等を支給する法令上の根拠がないため、証人の場合と異なり旅費等は支給することはできない。

##### ウ 検察官

検察官に対して意見聴取（法 35, 41 の 6 II）を行った場合、旅費等を支給することはできない。

### 4 審査補助員に対する支給手続等

#### (1) 支給額の決定方法

---

\*223 往復割引は、期間や区間によっては利用できない場合もある。その期間や区間においては、普通旅客運賃での利用を認めることになる。

\*224 身柄拘束中の者が証人として出頭した場合の旅費支給の取扱いについては、裁判所の証人として出頭させた場合における旅費支給の取扱いを参考にするなどして、取扱いに齟齬が生じないようにする。

審査補助員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、政令で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する（法 39 の 4）と規定されていることから、裁判所の非常勤職員である審査補助員の手当については、臨時措置法 3 号により準用される給与法 22 条に基づいて支給され、旅費等については、日当政令に基づいて支給される。

#### ア 手当

審査補助員に支給する手当は、常勤を要しない職員に支給される給与である（給与法 22 条）。平成 21 年 4 月 8 日付け最高裁判一第 000305 号事務総長通達「審査補助員に支給すべき手当の額について」により示された基準により支給する。審査補助員手当の支給対象は、「審査事件について執務をしたとき」であるので、通達等に基づいて、これに該当する場合と該当しない場合を明確に区別し、適正な支給となるように留意する。

#### イ 旅費及び日当

##### （ア）旅費

審査補助員が審査会議に出席するために検察審査会に出頭した場合に支給する旅費の算定方法等については、検察審査員と同様であり、旅費の算出に当たっては、審査補助員の自宅と勤務先とを比較して、検察審査会に近い方を基準とする。

##### （イ）日当

審査補助員に対して日当が支払われるのは、例えば、審査会議に出頭するため、その前日に移動を行わなければならないような場合の移動日など、出頭又は取調べのために「専ら旅行に要した日」がある場合の当該旅行日に限られ、手当が支給される日は除かれる（日当政令 3 II）。\*225したがって、通常は日当支給の要否が問題となることはほとんどない。

#### ウ 請求書の様式

検察審査員等についての旅費請求書を参考にするなど、適宜の様式を使用して差し支えない。なお、旅費額算定のため、請求書の備考欄に、勤務先の所在地と名称とを記載してもらおう。

#### (2) 支給及び支払の具体的手続

①手当について、検察審査会事務官は、審査会議に出席した審査補助員に対する手当支給に必要な書類（勤務時間報告書等）を審査補助員ごとに作成し、給与事務担当者に送付して、支払いを依頼する。②旅費等について、検察審査会事務官は、審査会議に出席した審査補助員に対する旅費等の支給に必要な書類（旅費請求書等）を審査補助員ごとに作成し、請求書に検察審査会長の支給決定印を受けた上で、会計事務担当者に送付して支払いを依頼する。

①手当は、当該出席月分を一括して翌月の支給日に、②旅費等は、各庁の取扱い

\*225 日当の額は、昭和 61 年 9 月 12 日付け最高裁経監第 16 号事務総長依命通達「内国旅行の旅費について」記 4 別表第 5 により、経験年数 10 年以上の弁護士については 1 日当たり 3000 円（定額）であり、10 年未満の弁護士については 1 日当たり 2600 円（定額）である。

に応じ、それぞれ審査補助員の指定口座に振り込まれる。勤務時間報告書及び旅費等の請求書の各担当者に送付する時期及び方法並びに旅費等が支払われる時期及び方法等については、必要に応じて、検察審査会事務局と各担当部署との間において、適宜取決め等を行い、事務に支障がないようにする。